

岐阜県産業廃棄物処理施設整備検討委員会
第 8 回 委 員 会 議 事 録

日時：平成19年10月31日（水）
10：00～16：30

場所：岐阜県議会 西棟 第1会議室

司会

定刻となりましたので、ただいまより、第8回岐阜県産業廃棄物処理施設整備検討委員会を開催いたします。本日進行を務めさせていただきます、廃棄物対策課の永田でございます、よろしくお願いいたします。初めに本日の日程について説明をさせていただきます。本日の委員会は三部構成となっております、午前中は前回の委員会においてご協議いただいたとおり、検討委員会委員に対する講演でございます。さらに昼食をはさんで午後1時から公演をいただいた講師の先生との意見交換を行います。意見交換終了後、暫時休憩の後、議事の審議を行っていただく予定でございます。出席委員のご紹介については配席図をもってかえさせていただきますが、午後の議事からご出席の委員もいらっしゃいますので、予めご了承をお願いいたします。

<講演資料確認>

なお本日の会議は講演の部分から公開としております。本日傍聴希望の方が6名あり、予め委員長の了解のもと、入場していただきましたことをご報告させていただきます。

<注意事項（携帯電話の使用禁止、私語の禁止）>

それでは委員長、よろしくお願いいたします。

委員長

今日は朝早くからご出席いただきましてありがとうございます。ご案内の様に今回は、今までの委員会の内容とちょっと違いまして、豊島の方から石井講師に来ていただいて、不法投棄までの経緯、実情等をいろいろとお話しいただきます。我々委員会が目指すところの、岐阜県の今後のこのような廃棄物の取り扱い方をどのように考えていくか、市民レベルで考えていく上で、非常にいい勉強といえますか、事例を紹介していただけるのではないかと、そういう意味で今回は午前中、このようにして皆さんに来ていただきました。また講師の石井さんには大変遠いところ、お忙しい中、来ていただきましてありがとうございます。そういう意味でこれから早速お話ししていただきたいと思っておりますが、その前に私の方から石井亨さんのプロフィールについて簡単にご紹介させていただきます。

<講師プロフィール紹介>

先生、よろしくお願いいたします。

< 講 演 >

委員長

大変長い間、ありがとうございました。意見交換会は昼食後ということになりますが、先程、聞かせていただいて、これまで豊島の経緯とか

現状とか、いろいろな情報が入手しやすくなっておりますが、しかし今日、石井さんに話していただいた内容の、特に中盤から後半ですね、これはそういう情報にはどこにもない。これは実際にそこに係わっておられた人でないとわからない、第一線に関った人でないとわからない、そういった一次資料よりもさらにもっと深い意義のある情報を提供していただいたと思います。そういったことに対して改めて感謝したいと思います。どうもありがとうございました。

それでは、先ほどお知らせしましたように、お昼の時間を取りまして、後半また一緒に議論させていただきたいなと思っております。本当にありがとうございました。

それではこれで一時的に休憩にします。事務局どうぞ。

司会

どうもありがとうございました。それでは会議は午後1時から予定通り、再開させていただきますので、よろしく願いいたします。それから傍聴の皆様についてはいったんご退席をお願いしたいと思います。午後もし引き続き傍聴をご希望の場合は、傍聴券はそのままお持ちになられて、それ以外の方は受付に傍聴券をお返しいただきますよう、お願いいたします。

< 休 憩 >

委員長

午前中のご講演に引き続きまして意見交換会をこれから始めさせていただきます。先ほどは石井さん自身がお持ちである考え方などを率直にいただき、情報を提供していただいたとの思いがしています。

メンバーの一人一人にお聞きしていこうかと思いますが、まず今回守富委員が出張で欠席されておりますが、質問を頂戴していますのでこれからお聞きしたいと思います。

< 意 見 交 換 会 >

委員長

ありがとうございました。そろそろ時間が参りましたので、石井先生には感謝しまして、拍手でお礼を申し上げたいと思います。ありがとうございました。

次の会議に入る前に5分ほど休みにしてください。よろしく願いします。

< 休 憩 >

司会

それでは会議を再開させていただきます。

<配布資料確認>

稲葉委員が遅れてお見えのようですのでご了承をお願いします。本日の委員会は午後4時30分の終了予定でございます。それでは委員長よろしく願いいたします。

委員長

それでは議事の審議に入ります前に、今回は市長会の森委員に出席いただいております。顔合わせは初めてになりますので、一言お願いしたいと思います。

森委員	市長会の会長を今年からやらせてもらってます、各務原市長の森でございます。よろしくお願いいたします。
委員長	よろしくお願いいたします。町村会の稲葉委員は。
森委員	間もなくお見えになります。
委員長	それでは、早速ですが次第に沿って進めてまいりたいと思います。次第の2、報告事項として第7回委員会議事録等について、事務局から報告をお願いします。
事務局	<報告関係資料集 報告資料1の説明>
委員長	いいですね、議事録に関しては。それでは続きまして第9回のワーキンググループの開催結果について、ワーキンググループのリーダーである、守富委員、今回海外出張でブラジルへ行っておられますので、やむを得ないということで、森朴委員から報告をお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。
森朴委員	<報告関係資料集 報告資料2の説明>
委員長	ありがとうございました。守富委員から、文書で意見の内容が提出されております。森朴委員の説明で十分説明されているんですが、一部だけ、付け加えさせていただきますとこういうような話になります。規制の議論では委員会において意見が十分に出尽くしたとは言えないが、今後すべきことをまとめる時期にきている。産廃の行き場を失わせるような施策、あるいは規制というものは適切ではなく、公共の関与という意味では、市場の経済原理にどこまで任せるのか、これを議論すべきで、優良企業を育てる方策や住民の不安の原因を明らかにし、解消する方策でまとめていっては良いのではないかというような文書が届いておりますが。これを踏まえながら今日の内容を進めていきたいと思っております。森朴委員、ありがとうございました。 引き続きましてですね、報告資料3を兼松委員から説明していただきます。
兼松委員	<報告関係資料集 報告資料3の説明>
委員長	ありがとうございました。意見交換会の住民側の第2回目ということで兼松委員から報告いただきました。前回、言い損ねましたけれども、兼松委員から提案がありましたような、不法投棄あるいは不適正処理事案の視察についての提案がございましたけれども、これの選定等ですね、視察先の選定等について、ワーキンググループにお願いしておりましたが、事務局から、各委員にご案内を差し上げておりますが、確認のため、ここでもう一度事務局から実施内容について簡単に、お願いしたいと思います。事務局、いいですか。
事務局	<不法投棄・不適正処理現場視察の説明>
委員長	ありがとうございます。ただいま町村会の稲葉委員が新たに到着されましたので、初めての顔合わせですので、一言挨拶をお願いしたいと思います。

いますが。よろしく申し上げます。

稲葉委員

どうも、大変遅れまして申し訳ございません。県の社会福祉大会がありまして、そちらに行っておりまして、時間が遅れましたこと、申し訳ないと思っております。今、ご紹介いただきました、養老町長の稲葉でございます。私もこうした会議に今回初めて出席をさせていただきましたが、非常に難しい問題であり、重要な問題であるという認識で、またいろいろとお話しをお聞きして、対処しなければならない、そういう風に思っております。どうぞよろしく願いいたします。

委員長

ありがとうございます。それでは本日の議事に入らせていただきます。

兼松委員

すみません、委員長よろしいですか。

委員長

はい、どうぞ。

兼松委員

あと意見交換会の報告が3件残っております。

委員長

失礼いたしました。戻しまして意見交換会の残りの報告をお願いします。

兼松委員

<報告関係資料集 報告資料3の説明>

委員長

かなり具体的な考え方が列挙されているな、と思いますので、今日の議事の論議の中で大いに役立つのではないかと思います。ありがとうございました。

早速議事に入りたいと思います。ワーキンググループの報告にもございましたように、第8回である今回は公共関与の三類型のうち、規制型について前回の検討委員会に引き続き議題としました。また支援型ということにつきましても論議を深めていきたいなど、始めたいなど思っております。

まず議題1「産業廃棄物における規制について」をあらかじめワーキンググループで洗い出した論点に沿って議論してまいりたいと思います。事務局の方から資料の説明をお願いしたいと思います。よろしく申し上げます。

事務局

<議事関係資料集 議事資料1-1～議事資料2-2の説明>

委員長

今説明がございましたように、この規制の中で大変問題になる項目の一つとして、住民同意っていうんですか、この同意の内容をどのように捉えるかっていうことが、前回は論議しましたが、今回も引き続いてですね、この点を絞っていきたいなど思っているんです。さっきの事例で挙げられているような鳥取県、福岡県等はどういうような同意というものを取りやめて、説明会、この説明会に準ずるものとして要綱とか、あるいは要綱、条例化といった形にしてですね、きっちり進めていこうというようなことをやっているところがあります。この場で岐阜県の我々の委員会でいろいろアンケート調査等やったところ、やはり規制の中で住民同意が必要じゃないかというような形が結構出ていたように思いますが。この辺りのところの意見について、もう一度整理しながらいきたいと思うんです。ワーキンググループでですね、資料を出していただきま

して、かなり具体的な意見が出ているんですね。それは先ほど提議ございましたけれども、30ページですか、ここに住民同意についての色々な内容が出ております。兼松委員からご説明していただきました、この辺の件、どうでしょうか、意見としては。

兼松委員

住民の方からの意見の中で鮮明だったのは、先に住んでいる人がいる地域に、大きな事業が入ってくる、長期にわたる事業が入ってくる、開発行為がある、だとしたら説明は当然だし、同意を受けるのは当然で、それは産業廃棄物処理施設だから必要だということではないということですね。それはほんとにそう思います。

委員長

単純明快ですね。

兼松委員

それだと思います。あと自治会長に委ねるっていうことに対する、今の岐阜県の状態ですけどね、自治会長が名前を書いて印鑑を捺してくれば、それが公印であっても私印であっても、それで住民の同意が取れてしまうっていう状況ってのは決して良くない。もう少しきちんと進めていただきたい。けれどもやっぱり同意ってのはどうしても必要でしょう。それからアンケートの中でも、強化してほしいという意見はたくさんあります。それをどこまできちんと盛り込んでいけるのかなというふうに思っています。

それからすみません、話を戻すようで申し訳ないんですけども質問してよろしいでしょうか。資料10ページの住民同意の現状と課題の中の住民同意の趣旨は、平成14年2月の環境省調査に対する岐阜県の回答です。この調査資料は私がネット上で探し、今年1月に事務局に資料とするよう依頼しました。資料として配付する際、県の回答には触れませんでした。今後も要綱に住民同意を入れておくと環境省回答したことを明らかにして欲しかったと思います。

県の回答を出してきたことは評価しますが、こちらが資料として出した際なぜ県の回答も出して検討しなかったのでしょうか。

このアンケート時に環境省は住民同意を入れて欲しくないと考えていました。それでも尚かつ県は要綱における住民同意を今後も継続すると回答しました。その目的とメリットがあると判断しています。

遡ってなぜ住民同意を入れたのか、住民が求めたからですか。それとも御嵩産廃問題があって住民の同意を入れていますというポーズが必要だったからでしょうか。そうだとしたら、その後裁判の判決を見れば要綱の同意に係る点では負けることは明らかに知っていたのです。それでも尚かつ、この時点で住民同意を継続すると決めていたのです。

委員長

それで。

兼松委員

それでそういう判断が出ている中で、なぜ今、敢えて、これらの1から10まで出してこなければならなかったのか。

委員長

出てきたことはいいいわけですね。

兼松委員

出てきたことは、大変結構とは言いませんけれども、出さないで目的もメリットも今後の方向も示さなかった、それよりはずっとましです。けれども私が何を言いたいかといえば、住民同意という要綱は体面を慮って入れたのではないか。

委員長

体面。

兼松委員

はい、岐阜県の体面です。御嵩産廃の問題があったり、そういう紛争に対してだと思えます。それは私の勝手な邪推かも知れませんが、邪推であつたら後で指摘してください。

各県の指導要綱は千差万別です。岐阜県のように自治会町の印鑑と名前があるだけで住民同意が得られたとするところもあります。

今日私が提出したのは宮城県の要綱の概要です。宮城県は事業計画段階から住民に説明する。住民は説明に対して意見書を提出できる。事業者は説明会の様子と意見書に対する見解をまとめて県に提出する。その後協議書が出された時、環境影響評価を行ったときも同じ手順で説明会の状況や住民の意見書に対する見解書を県に提出する。住民は説明会を3回受けて、市町村長も3回意見を求められます。知事が現地を視察するだとか、知事の意見が十分に尊重されていない計画であれば中止を勧告するなど要綱の中でもきちんとしている県もあるわけです。

委員長

ということは行政の方のそういう姿勢というか、それをきっちりすれば、問題ないのではないかと、どちらの要綱であろうと。

兼松委員

そうではなくて、まず要綱の中できちんと定めるべきだった。方法はいろいろあつたし、事例もきっちり学んでいた。

委員長

それを踏まえて今回の出てきた提案をしたのですか。事務局はどうですか。今、兼松委員から、以前出なかつたことが今度改めてこういうような形で出てきたと。

兼松委員

ということだけではなくて、要綱の住民同意の有無では裁判に負けることは県は分かっていた、それでも尚且つ同意を入れておきたいと、判断していた。だからもうすでに答えは出ている。でも、これを置いておく必要もあつた。それなのになぜ今これを改めてわざわざここに出してくるのかももう一度県の意見を聞きたいです。

委員長

というような、行政に対する意見を聞きたいということですが、どうですか。

事務局

いままで県は隠すこともなく、要綱で同意をとりなさいということはオープンにしてましたし、そのことは御嵩問題と全然関係なく、前から県はこういう形にしてました。それが他県で裁判でこういう要綱、同意をテーマに裁判にしたら行政が負けるということも当然私たちは知っていました。それは兼松委員がおっしゃるとおり、そのようなことは承知の上で、県は同意を取るという意思表示をしていましたので、そういう要綱を作っていました。今まで県がやってきたことに対して検討委員会を開いていただいて、今までの県のやり方が良いのか、それとも兼松委員が批判されていますように、県の要綱といつても、同意の手続きが不明確とか、同意の範囲も不明確とか、住民の説明会に対する手続きであるとか、県はどちらかといえば業者の方に説明会をなささいというだけで、説明会の範囲だとか、誰に対してだとかいうことが明確でなかつたので、このような場で検討していただいて、今まで県がやってきたことがこれでよかつたので、このようなことは議論の対象にならないといわ

れるのでしたら、それはそれでそういう意見もあると思うんですけど、今まで県がやってきたことが不明確だったということでいろんな問題や提議をさせていただいたものですから、それに対して皆さんの議論で、県が要綱で定めてきたもので良いんだということであれば、それはそれで一つですし、逆に言えば今まで県がやってきたことが不明確であった、同意の範囲、説明会の範囲等、事務手続き的なことが明確ではなかったか、と批判をいただいているので、皆さんの議論の助けにならないかということで、こういった他県の状況等、集めさせていただき、県の今までの姿勢をお示ししたわけです。今まで県が要綱でこういうことをやっているということは業者の皆さんもご承知の上でやっていたわけですから。

兼松委員

もちろんそうです。ただ環境省の調査のことは十分承知で、どういう回答をされたのかということも承知の上で、それで今まで何も出てこなかったということに対して、一体どうなっていたのかな、ということをおもいました。それで私としては同意は当然必要だし、同意の対象は個人であってほしいと思っています。夫婦であっても家族であっても、それぞれ意見は違う、そういうことはありうるのです。

委員長

個人の集まりということですか。

兼松委員

はい、集落が香川県豊島のように自治機能のある地域は自治会でいいのかもしれないですけども。

委員長

住民一人一人の。

兼松委員

はい、私は住民一人一人の、例えば15歳以上とか18歳以上とか20歳以上とか、そういう方の住民の個人の同意であって、関係自治会ではないというふうに思っております。

委員長

森朴委員

森朴委員

今、県の説明があったんですが、昔からこういうふうだったと説明がありましたが、同意については実は微妙に変わってきております、一部分。現在の形になったのは御嵩の問題での紛争後、最終的にこういうふうになったわけですが、この平成10年の住民同意を必要とするという時点で、実は当時の県の産業廃棄物の処理計画を見ますとですね、岐阜県は地球環境村を設置して、そこで産業廃棄物の処理を行うんだと、こういうふうに言ってますから、住民同意の話はどうでもいいんだと思っていたのが実態だと思います、私は。兼松委員よりももっと私の方が下衆の勘繰りです。実際問題として、県は御嵩紛争以降、岐阜県内において産業廃棄物の最終処分場の施設設置許可を一件も出しておりません。申請の前段階でほとんど潰れてます。その間、事業者に対しては、排出事業者に対しても処理業者に対しても、県が公共関与で各圏域ごとに産業廃棄物処理施設を適切なものを整備すると。これを地球環境村として整備するから、それまで待ってなさいということをおっしゃられました。ですから住民同意の問題は実はきちっと議論されないまま、おそらく県庁内でも十分に議論されていないと私は推測しております。もし違っていたら訂正してください。その上で、今問題になってきたのは地球環境村をやめたという発表をしたわけですから、当然それに対応してですね、

今検討を進めておられるんだと思います。兼松委員のことをちょっと推察しますと、今まで住民同意が必要と言っていたんだから、これからも住民同意が必要で良いじゃないかと、それからもっと強化すべきじゃないかと、こういうご意見だと思います。私は若干意見が違っていて、その点ではお互いにお互いの立場は尊重しつつ、意見が違います。なぜかと言いますと、事業者が地域住民との間に合意を形成する必要があるというのは十分に承知しておりますし、今の時代の趨勢から言ってもですね、産業廃棄物の適正な処理から言っても、それは出来る限り情報を公開した上で、地域住民との間に合意を形成するという事は必要であると思っています。ただしその手続きは、公的地位の不明瞭な住民同意というようなものによって行われるべきではないと考えております。まず一点には各地ですでに最高裁の判例まで行ってですね、住民同意による規制は不法という判決が出てしまっている手法をですね、取り続けるということですね、極論すれば不適切な業者がですね、他の案件だけが通っておるということで、羈束裁量、廃棄物の処理及び清掃に関する法律の文言だけを履行して、不適切な処理を行うかもしれないという危険性は依然として残るわけです。それに対して十分な規制や監督が現行法だけでできると、私は思っておりません。そういう意味合いでは規制は全般的に強化すべきと思っております。このことは私個人の考えだけではなく、現在処分業を行っておる事業者を含めて共通した理解です。それは悪貨が良貨を駆逐するようなことがあっては廃棄物処理施設の信頼性はどんどん地に落ちる。しかしながら今の状況で十分な情報開示等が法規上、あるいは条例上義務付けられていない状況です。法的要件が不明確な住民同意という形での規制にすべてを委ねるということは極めて危険だと思います。すでに岐阜県内においてもいくつかの産業廃棄物処理施設の計画を耳にしております。それらの方々が住民同意の一点だけを取り上げてですね、他の要件を満たしていると、住民同意はわざと出さない、説明も行わない、これは不法であるからということで岐阜県に対して許可申請をした場合、岐阜県側はそれを撥ねつけられるかという、極めて簡単にですね。すでに最高裁の判例で違法とされておる要綱での規制を続けることが現実的にできるのかと、それによって裁判に負けてですね、行政が不作為等で負けた場合に許可を出さざるを得なくなるということは目に見えておりますので、そのような手法による、現在での住民同意の手法による合意形成というのは、私は早急に改善していただきたいと思っております。以上です。

兼松委員

すみません。ちょっとだけ追加させてください。森朴委員の意見ですけれども、確かに要綱に定めた同意が取れていない、または同意していないのに設置を認めることは違法だと訴えて、それで負けることは承知しております。ただ、それは条例ではないために負けたわけです。私は法定受託事務の中で、廃掃法の中で、住民同意を入れてはいけないという規定はどこにもありません。それをきちんと位置づけるべきだと思います。

ただし、住民同意だけで規制ができるなどとは思ってはいません。説明会や意見書などが必要だと思っています。

それからもう一つ、先ほど次長がおっしゃった、通知は法律ではありません。千葉県が今年8月に敗訴したことに関わる調査の通知はありました。けれども通知は通知であってそれを根拠に裁判に勝つことはできませんでした。なのできちんと県の条例の中に明記すべきだと思います。

事務局

ちょっとよろしいですか。

委員長

はいどうぞ。

事務局

今の要綱ではダメだから条例を作ればそういうのに対応できるというので、ちょっと誤解があると思うんですけど。兼松委員の示していただきました宮城県のもそうですし、先ほど説明しました他県の例でもそうですけれども、私たちの調べた範囲では同意をとるということを条例の中に謳っている条例はありません。なぜかという、条例が法律に違反するからです。ですから、そこは各県いろいろな工夫を凝らして、いかに住民合意ができるかということ宮城県もそうですし、先ほどご説明させていただきました鳥取県の例でもそうですけれども、住民説明会とか、いろんな手続きを踏むことをきちっと条例に定めて、その条例で定めている範囲は手続きとか住民説明会の範囲で、住民の同意をこの範囲からとりなさいとか規定していた条例はありませんし、兼松委員のご意見も良く分かるんですけど。一つだけご質問させていただきたいんですけども、確かに県は自治会をもって合意がとれたかどうかを判断をしている部分は確かにあるんですけども、個人だとしますと、例えば何人の方から取って、その関係者の方の100人とか200人とかいう住民の方がみえるとしますとですね、一人でも嫌だと言えば住民同意が取れないとか、例えば半分の方が同意すれば合意に至るのか、3分の2で至るのかというような、そういうようなことも含めて、検討していただきたいのは、同意をとった方がやっぱり良いということであれば、そういうことが行政として判断できるような、きちんと、県が許認可権を持っておって、県が許認可権限者としてやっている場合、法律違反をすることは、できないわけですから、そういった時にある担当者はこれで合意が取れたとみなし、ある担当者は合意が取れないと判断するようなことを行政がしてはいけないわけですから、そういう点をきちんと要綱なり条例なりで明確にしてもらいたいということで、皆さんに検討していただきたく、議論のテーマにあげさせていただいたということです。

委員長

ちょっと待ってください。他の委員の意見も聞きましょう。市長会の森委員どうでしょうか、住民同意ということ聞いて、今いろいろと議論し合っておりますが。同意についてのご意見はございますか。

森委員

私は精神論としては極めて大事だと思いますけれども、しかし一体全体ね、そして住民の範囲が大事ですね。ここに、うちの場合は一般ごみですからね。基本的にね、一般ごみは市町村の任務なんですよ、待たなしですから作らなきゃいかんね。それで産廃は県の任務なんですからね。僕は今日初めての会合で、初めて来て、この間説明はざっと伺いましたがね、その前に後で事務局に質問したいのは、僕の耳に入るのはね、産廃の処理上の設置はね、かなり急がなきゃいかんというふうに今まで聞いてきたわけですね。えらい悠長なことをやっとなというのが正直な僕の実感ですよ。それは皆さんのことではないですよ。地球環境村から含めてね、今日まで議論ばかりでしょ。その間に時間がどんどん経っていく。一体全体、率直に言いましてね、県の行政姿勢を疑いますよ。これが第一点。それからもう一つね、住民合意というのは極めて大事だと思いますよ。しかし一体全体、住民合意の範囲も大事ですね。昔ね、各務原市に昭和48年に木曾川右岸流域下水道というのをね、かなり強引に岐阜県が設置された。県に言わせれば強引にはないんですが、少

なくても地元の何千人かの居住者は強引に、と取ってるんですね。県は行政ですから、当時建設省がね、大きな大河の流域ごとに作れという指導をしたんですよ。それをやれば、国からの補助をたくさん出すと、こうやったんですね。従って、その方が効率が良いということで。本来なら下流部に作るべきですよ、ああいうものは下流部に。中流部の各務原市が選択されたんですね。僕は当時、県会議員ではなかった。それで大反対が起きた、大反対が。当時の各務原市の市長さんはどういう判断をしたかといったらね、下水道の設置は必要だと、良い環境都市造りを作るには下水道の設置は必要であると、従ってこれは一施設の周辺住民だけではなしに、市全体の同意と解釈すると。それが各務原市であると、市長及び当時の市議会がですね、そういう判断をされて、うんといったわけですね。当時僕は、その場合に市長及び市議会のきちんとした同意が必要か、あるいはそれが法的な根拠があるかどうかを調べてないから仕方ないが、いずれにしろ、そういう判断なんですね。大問題になりましたね、地元では。ものすごい勢いの反対でしたよ、地元では。ものすごい勢いです。この中で知ってみえる人があるかもしれませんがね。それでも出来たですね。それで今日現在は、そのあとの知事さんが就任されて、これだけはいかんからということで地元の要求っていうか、環境を良くするいろんな要求ね、公園を作ったり植樹したりスポーツ施設作ったり、それを全部やられましたね、梶原知事が。それで今では非常に評判はいいとまでは言えませんが、悪くはないと。こういうところで落ち着いたと。やれやれですわ。それで僕はいつも疑問に思うんですがね、一体こういう迷惑施設を作るときにですね、ほんとに賛成する住民がおるかということですね、その付近に。ほんとに考えるんですよ、行政をやる立場としてね。住民合意は必要か必要でないかというアンケートをやるとですね、十人が十人必要だと言いますよ。しかし本当に産業廃棄物処理施設がね、待たなしで作らなければいけないとしたらですね、一体全体そういうことを計画してね、賛成する住民がいらっしゃるかどうか。僕なら反対だな、自分の所の横に作ろうとしたら。そういうことになるわけね。ですから、結論はさっき県から出ましたが、住民同意というのが、法律ではないんですよ、条例もまた法律じゃないですよ、条例にいくら住民同意を載せてもね、これは裁判やったら通用せんですよ。ということが一つ。やるんなら精神論として載せるということだ。但し誤解のないように。やっぱりね、事業所なりはきちっと住民の皆さんにね、何度も何度も誠心誠意説明しなきゃいけませんよ。僕の所の一般ごみの処理施設を僕が就任してから作ったんですがね、常に情報公開でオープンにしていますよ。立入自由、オープンって。どんな情報でも。そういうことを条件にして説得したわけですからね。ですから、住民合意っていうのは是か非かという、十人が十人必要だと、こうなりますが、一体全体法律でね、定められていない住民合意という文言を条例に入れることが違法ということでしたら、違法のことはやったらいかんですね。入れるんなら別の文言で入れなきゃいかんし、あるいはその違法かどうかというのもよく見聞してみないと分かりませんね。仮に入れたとしても、要するに行政指導的な住民合意ということになる、そういうふうに思いますね。

委員長

ありがとうございます。それでは町村会長の稲葉委員、お願いします。

稲葉委員

大変遅く、あるいは今回初めてというようなことで、申し訳ないんですが、まず迷惑施設、私のほうでも現在平成21年完成で、私が管理者

という形で一般ごみの清掃センターを建設中でございます。数十億円かかるんですけども、それをやるまでにですね、7年くらいかけた、実際には。ですから地元とはどこか、まず一番最初になぜここでその施設を作るのかという話から始めてるわけですね。同意のところまでいけばですね、もう説明会を、本当に隈なくやりまくったんですけども、追いつかれたことも何回かあります。でも、やっぱり絶対必要ということについては、これは住民もどこかでは作らなければならないということがありますので、やっぱりその内容を、説明をするという、その説明会をしっかりとやって、今もありましたが、立ち入りだとか、あるいは公害防止協定だとか、当然のことはですね、やっぱり住民の側に立った話を進めないと、こういうことは形式的に同意書を貰っても非常に難しい、しかし何らかの形でですね、どこでゴーサインにするのかといったら、「わかりました」と言ったら、わかったというなんかの書面が無いとですね、おそらく、これは勿論百人が百人の同意というような話にはならないと思いますけれども、少なくとも大勢として、もうこれでわかりましたと、全然説明会に出てこない人はどうするのか、説明をしに行きました。ですから、そういった形をとればですね、お互いに信頼の話になってきますので、何をやるのかわからんと、もう滅茶苦茶をやって被害だけ受けるんじゃないかと、こういう心配が地域の方は非常に多いわけです。ですからそういったものをいかに科学的と言いますか、そういった部分を入れながら解消していくということで、私は最終的には法律に無いからという、違反するんですけども、それを裁判で用いるということになれば違反かもしれない。単に住民同意をいただいたということであれば安心して事業が進められるということが、私はあると思います。ですから一概にこれはいらぬということにはならぬとは思っております。その辺のところは本当に住民の皆さんが同意をされたという意味を確認するためには最終的にこういったものが無いといつまで経ってもですね、説明会ばかりで、おそらくできないのではないかと。ですから問題点はどこにあるのかということが、この住民説明会ではっきりすると思いますので、それをやっぱりクリアするだけの努力をします。こういうことはですね、時間をかけてでもやっていけば、私はこの同意について地元の人、地元の周辺の方も、周辺と言うとどこが周辺ということですけども、非常に難しかったんですけども、影響の及ぶであろうという風の向きとか、いろんなことがあります。そういったことをやって、少し広めにですね、薄く広くというような形で、広めにいろんな説明をしたりという形で事業というのは進めていかないと、私はできない、そういうふうに思っておりますので、形かもしれませんが、最終的には意思確認ということは何らかのわかりましたという書面になるのか、いや、同意書という書面になるのか、そこら辺は非常に難しいと思いますけれども、何らかそういうものが絶対条件ということになると、これはまた非常に難しい具合ですけども、やっぱり何らかの形をもって、前に進むということは責任を持って仕事をやるということであれば、私はいただいて進めたいというふうに、私は思っています。

委員長

あの稲葉委員、今の事例はどこの事例ですか。

稲葉委員

海津市と養老町と関ヶ原町で作っております、南濃衛生という、一部事務組合の話です。

委員長

それで、いわゆる住民の同意と言いますか、そういったものを形の上

で得たという場合には、そのサインがいりますよね、それはどなたが、自治会長、どういう形で。

稲葉委員 代表ですね。代表の自治会長と、やはり住民と言いますのは、農村地帯ではですね、自分の財産的価値を問題にされますので、その隣に、隣地になる水田の所有者とか、一帯を管理運営して、いい条件でそういった農作物等ができるようにという、土地改良区ですね、こういったことも説明して回っていただくようにという形で最終的に同意書が出てまいりました。

委員長 例えば各自治体を含めて、自治体で判を捺した場合は自治体の会長の名前で判を捺すんですかね、当然のことながら。その場合の自治体の会長の印鑑というものは全員が賛成しているということじゃないんですよね、多分。話し合って多数決かなんかですか、決められるのは。そういう自治体は。

稲葉委員 自治会長さんが納得をする説明を受けないと、なかなかそういったものが出てきませんので。

委員長 自治会長さん個人の最終的なものですか。

稲葉委員 覚印という形でね、最終的に何回もやって、何年もやって、そして最終的な役員回答で、これはやっぱり必要であるし、わかったと。

委員長 逆にね、住民の人が過半数反対だけれども、自治会長の立場として大局的に立てば必要だというふうに考えられて、判を捺される場合、そういうものもあるんですか。

森委員 まずないですね。

稲葉委員 ないですね。絶対出来ません。

委員長 それをちょっと確認したかったんです。

森委員 僕の所のごみ処分場の話をちょっとしますとね、もともとあったんですよ。ところがもう築後、耐用年数を過ぎるくらいでして、かなり老朽化してね、かえって危険状態だったんですよ。それと今大事なことで、最後の、ごみを焼却した後のね、かすがどんどん溜まりだしたんですよ。それを捨てる場所がまた大変なんです。それで、悪いけどそれを他県の所で分散処分してもらっていたのです。今度は捨てられるところが大変なんだね、今度は。そういう問題なんです、これ。そこでいろいろ考えまして、新しい方式で今までよりも最終廃棄物がうんと減る、そういうごみ熔融という方式が開発されたものでしたので、それに切り替えるということで、地元の説明に行きました。僕としては良いことやるんでね、そうでしょ、論理的に。今までのをそのままやっていくと危険もあるし、処理が大変だから、今度はお金使って良い施設にするんでといってやったら、それでも大変だったんです。ちょっと忘れましたが、2年かそこらじゃないですか。そこで私どもは住民総会的なものをしょっちゅう開いていただきまして、そこへうちの担当者を何度も何度もきちっと同じことを話して説得活動をしたんです。それで最後はおつ

しゃったとおり、ごみ焼却場の付近の全自治会からですね、自治会の会長も個人で判断はせんですよ、今は。役員会を召集して、そこで判断するんですよ。そこでオーケーをいただいた、そういうことなんです。経過は同じですね。但し努力はものすごいしましたよ。

稲葉委員 私ども隣接の土地でやるということですからね、違うところへは行ってないです。隣の敷地なんです。

委員長 例えば問題になる一つはね、対象住民の人たちは反対である。だけど全体の地域の広い住民からすれば、多数決ではやっぱり賛成だということになった場合は、これは今までは、自治会、いろいろな自治体、いろいろな集まり、グループ、団体がありますけれども、それはゴーサインということで、これまできたんですかね、地域住民は困ると言っていたけれども。そういうことはない、必ずオッケーという形に基づいて。

森委員 僕のところはそういう施設は、市の経営するのは一般ゴミの焼却場とね、クリーンセンターとあって、し尿、その二つですが、そこでは無いんですね。但しさっき言いましたような、昭和48年だと思いましたが、木曾川右岸流域下水道の場合はね、少なくともそれを取り巻く何千世帯という住民は猛反対ですからね。それでも当時の市政は結局うんと言った、文書を書いたかは別としてね、それでも県はやった。理由は必要だからというのが当時の上松県政のね、論理でしたよ、警察まで出ました。しかしそのあといろいろな年月を経てね、県も必死になって住民の合意を文書じゃなしに合意というかね、了解を取りたいと必死になってね、そのあと努力されてね。

委員長 多分その手続き論ですね、その努力が先にあったならね。

森委員 努力されて、今ではね、今では迷惑施設という観念はだいぶ薄れて、違和感がないですよ。

委員長 どうでしょうか、今のに関連して何かご意見お願いしたいと思います。小林委員。

小林委員 私は住民の同意ということで、今のように説明を尽くすことってすごく大切なことだと思うんですね。この間、私は2回目のワーキングには出なかったんですけども、1回目のワーキングで御嵩の方が、そこしか住民とそれから施設を作るということの接点はないんですよ、っていうふうにおっしゃられたんですね、その言葉がすごく残っていて、やはりこちらが誠意を尽くして説明をするということは大切なことだと思います。それで、ただそれ以上に大切なのはその施設の安全性がどうかということなので、そのことをきっちりと説明することというのはもっと大切なことだと思います。ですから、後で出てくるリスクコミュニケーションの話だとか、当該の地域の住民が焼却場に対する知識を得るっていうことは非常に大切なことだと思っているので、説明会を何年もされなければ、私たちはやはり理解できないだろうという気はします。だから、もう一つ言えば、その理解の仕方でいろんなことが出てきました。事業者だけにさせるのかとか、行政の方が出てこなくてもいいのかという話がワーキングの中で出てきたので、そういう細かい部分で信頼を得るための、いろんな決まり、決め事っていうのはもっと大切になってく

と思うので、そこの部分はもっと詰めていかなければならないと思います。もう一つ今度は鳥取のを見せていただいて、最終的に手続き終結という部分がありますので、これも私はまた大変なことだと思うんですね。どれだけ行っても議論が乖離してしまえば、そこで行政の判断で終結ができるっていうのはすごいことだと思いますし、先ほど豊島のお話を聞いていまして、どうしてもこの方にはやらせたくないという、住民の他の理由っていうのも、やはり一つ、大きな要素になってくるのではないかと思ったので、やっぱり行政の判断、そこは行政の判断なのか住民の判断なのかはわかりませんが、何らかの手続きをもって、そういうことを拒否するという部分も、一つ、いろんな規則を作る必要性はありますけれども、何か願いを聞き入れられる部分もあっても良いのかなというふうに思いました。それは住民だけではなくて事業者もですけれども。この間、森朴委員の方のお話の時の、もう一つ、事業者の方のワーキンググループの時にはっきり言われたのは、地元の方との同意、そして信頼関係がなければ、こんな処分場なんて運営できませんよという言葉が非常に残っています。やはり適正に運営されている方っていうことは、信頼関係をととても大事にされているので、やはり情報も公開されているし、それからそれを得られるように、すごく常に努力されてると思うんですね。そういう信頼関係を築くまでには、やはり説明会と、形だけであろうが、法律的に云々ではなくても、同意というのは私は大切に考えたいと思っています。

委員長

ありがとうございます。森朴委員どうですか。

森朴委員

全く私は合意形成のための手続きはもっと強化すべきだと思っているんです。但し、今の住民同意という手続きがですね、法律の仕組みの体をなしていないと。県は判断するけれど、住民の意見を県が聞く手段さえもないんですよ、今。県が住民の意見を聞くという手続きはないんです。だから住民との間に紛争が起きてても、それは事業者さんの責任と言っているんです、今。事業者がやりたければ説得して来いと、どういう手段を使ってもいいから説得して来いと、こういう手続きなんですね。だから、それはおかしいんじゃないかと思います。例えば説明会を開きなさいという義務も一応形式的にはあるんですが、現場です、私どもの経験から行けば地元で説明会が開ければですね、これは大変に有り難いことなんです。市長さんね、多分事業者として言われたら、なんでそんなことを聞かないかと、なんでそんな嫌なことの説明に来るのに、俺ら嫌だよっていうところからスタートですね、ほとんど。そんなものは出ていってくれりゃええんだ、やってくれなええんだというところからスタートする。だけど、そういうことを延々と繰り返してやってですね、住民同意をとります。住民同意を取って、周辺の住民同意も取りましたと。そしたら紛争になったのが御嵩です。紛争の解決のノウハウも何にもないんです、現状で。それじゃ誰が正しいのか、何が間違っているのかをどこでも議論することが出来ない、一方で非常に不明瞭な住民同意で事業者にですね、お前ら同意をとって来いということだけで解決するのかということ、事業者としては強く訴えたいと思います。それと先ほど森委員が下水道のことを例に挙げられましたが、あの下水道の中で一つだけ欠けているのは、あそこの下水道汚泥の処理施設は付いてないんです。これは法律上の要件です、同意が必要であって、その同意をとれなかったんです。まさしく自分たちの、岐阜県がですね、事業者である流域下水道公社がですね、住民同意が取れなかったんです。

だから下水道の汚泥処理施設はできなかつたんです。それでどうしたか。

森委員 作らないということになったんです。

森朴委員 ですね。それで最後は同意が取れない、それは除いて作りましょうと。各市町村は全てですね、下水道汚泥は持ち帰って処理するということになっていったんです。これが御嵩の紛争のスタート地点なんです、実は。そのことに焦った、いよいよ供用が開始される、焦った、下水道汚泥の処理施設がないという状況下です、岐阜県が御嵩の産廃処理施設にゴーサインを出した。ところがこれが頓挫する。その時に合意やなんかはできていたけれど、それで進めようと思ったら紛争になるわけですね。紛争はいろんな事由があつて、今、協議をしていますが、いずれにせよ、そういう形で現在の手続き論の中には住民同意と事業者のといつてもですね、具体的な手続き論はほとんど書かれていない。何が情報公開されるのか、何が説明されるのかも全然規定されていない。そういう中で業者に同意取って来いと言うことだけで、しかもそれが悪質業者を全部排除する構造になれば良いんですが、極端なことを言えばそういう手続きをすべて指導要綱によるものだから、法律上では無効だと主張してですね、申請がなされた場合、防ぐ手立てがないという現状があるわけです。だからこれは私どもは一刻も早い改善を求めたいと思っております。以上です。

森委員 ちょっとよろしいですか、さっき兼松委員ですか、小林委員ですか、前の会合の時に、ある業者さんが合意が地元住民と取れなきゃ、産廃の処理場なんてできませんよという話があつたということで、僕はその通りだと思いますよ。われわれの一般ごみ処理施設でもね、必死になって合意の文書はともかくね、必死になって一般ゴミの処理施設の業者は市役所ということで、必死になって合意を取りますね。それで、合意というのはほとんどの住民は直接交渉をやってオーケーと、そこから出発するわけですね。こちらは行政ですから、いったん取ってから何十年もね、地元住民といまだにね、クリーンセンター監視懇談会、いまだにやりますよ。合意形成っていうのはとても大事ですよ。それと法律行為とは違うということを申し上げたいだけです、僕は。

委員長 どうですか、ご意見。

田辺委員 やっぱりきちんとした説明がされてなかつたってことが、同意について、今出てきた問題だと思うんですね。だから住民にきちんとした説明をされて、それが納得ができる、されていかないと業者のお仕着せということになる、そんな中では住民にとっても良い関係にはできないと思いますので、もっと話し合いをどんどんしていくっていうのが、必要なことだと思います。

委員長 前回の会議の時に、確か新しく企業が出てきて、こういった施設を建てたいと。そういったときに県庁に来て話したときに、住民との合意をとりなさいと、これが一番大事ですよと言うのは言うんだけど、具体的にどのようにすれば得られるかっていうような、いろいろな手続きとか、事例とか、そういったものが全くないというようなことがあつたと思うんですね。その件、前回の話でそうだとすると、いろいろな事例があるわけだから、成功例、失敗例、いろいろあるわけですから、そういった

ものをきちっと整理して、岐阜県に馴染んだものをうまく提案できるような、そういうようなことができないだろうかというのは、先がちょっと見えなかなという話だったかと思ったんですね。それで今回はそれをやるための、まさに住民同意というのを、どういうのをどういう形で馴染むというか、うまく受け入れるような形というか、そういう状況がどうであろうかという話を、今しているわけです。森朴委員の話では、結局はまずそういう同意を得るっていうこと無しには、そういうものはできないんだから、これはやらなくちゃいけない。だからそれをやるための、ある意味では支援かな。

森朴委員 いや、県に支援していただけるとはとても思っていないです。県に相談したら余計に複雑になると思いますので。そうではなくて、こういうことをやりなさいときちんと。

委員長 そうか、そういう意味で。きちっと。だからそういう意味でも、きちっと言えるような形のことを。

森朴委員 県がですね、どうやったら成功するか知ってたら地球環境村はできると思うんですけどね。

委員長 支援というのはそういったときの判断ができるような、そういうような情報といいますか、そういったものは整えておこう、っていうのが必要であると。企業は、いつ行っても、新しくやりたい場合にはこれやるにはこういうことが問題になりますよ、この辺はこういう形でいろいろ成功した事例もあるし、間違っているのはこんなことだと。そういうようなことはきちっと情報として伝えられるようなシステムはこれまでは無かったんだから、全く。業者任せ、それが問題だどご指摘されているわけですから、それは一つ改善した方がいいだろうというのが前回だったと思いますね。

森朴委員 よろしいですか。兼松委員の側も同じ問題意識があると思うんですが、そういう問題が出たときにですね、例えばある地域で事業をやろうとしたと、そしたら、大部分の方が仮に賛成、良いねと言っていたとしても、仮に一割の方が反対だと言いますよね。これをどうしたら良いかはわからないんですよ、今の現状では。その一割の方々も、この意見をどこに持っていったら良いのか分からない。それじゃ県庁に行って、大声で叫べばいいのかと言ったら、そうでもないですよ。そういうことをやればうるさいから出て行けというのが今の風潮になるわけですし。ただひょっとしたら、その一割の方の問題意識は事業者にとっても大切な指摘かも知れんわけですよ。ところがそれが冷静に話し合える場所も全然担保できないんですね。その時には一割なり九割なりで、その地元でも対立関係になっていってしまいますから、それは一人一人個人の意見としてきちっと尊重されるような議論の場も設けられない。それを自治会にやりなさいって言ったって、自治会長はとんでもないということになりますよね、そんなこと冗談じゃないよと。市がおやりになる場合ですね、最終的に市の住民の多数の意思を無視してやると、事業者としての市はどうなるかという、市長さんが落ちるといって、非常に明確な答えがあるわけですね。そういう意味合いで、市の行う、固有事務である、市町村の処分場に対して、県は同意を求めているんですね、認可の際に同意を求めているんですよ。それは市町村長が固有事務としてお

やりになるからです。ところが県の方は機関委任事務から今は法定受託事務ですから、法律上こういうことで許可を与えなさいということが、羈束裁量で決まっている。こういうことがあれば許可を与えなければいけないという構造になっている。そこが苦しいところで、板挟みになるから、それを事業者に押し付けて、問題解決してらっしゃいということは今言っているんですが、事業者に押し付けるんならきちっとルールを決めていただきたいということが、私どものお願いです。

委員長

その辺でルールという形できっちり決められるものなら、ルール化したい。そのルール化というのがちょっとなかなか時間がかかるというのであれば、違ったこういうような積み重ねというか、こういう方法ってというのは、いま、市長会の会長や町村会の会長が提示されたような、事例をあげられたような形で時間がかかった、ものすごく努力した、説得するのに。その努力するっていうのは結局、住民が納得できるというか、そのようなことの合意ができるような内容に近づけるような努力をしたということですから。

森委員

良いことをやっているつもりですからね。危険が無いということを何回も何回も説明する。危険がない、安全だ、それから美しいと、そういうことをじっくりと説明する。

委員長

その辺が、例えばほんとに危険が無いかという、ほんとに難しくなるんですよね、今の科学技術でやれることの限界というのがあったりして。場所にもよりますね、それは確かに難しい点があるんですけども。

森朴委員

市町村の場合ですね、あなたのごみも入ってますよと言えますよね。それなら俺のところだけやってくれ、というようにできますけれども、その部分は多少やっぱり産廃の場合は違いますね。だから産廃とは何かからやっぱり説明しないと、それは応じていただけません。

森委員

産廃の方が難しいわね、一般ごみよりも。確かに。

委員長

はいどうぞ。

兼松委員

いろんな手続き、フローチャートを出したもので、それぞれのところがそれぞれに努力していることも分かりますし、実際に紛争が少なくなっているのであろうということも、数字としてはわかるのですが、先ほど説明の中で、兵庫の場合が分母が500以上あった。それを切ったというふうに言われたので、なぜそこで切れたのかを伺いたい。

それから住民は住民として、個人は個人として、それぞれにそれについての意見を出すこととか、疑問を投げかけること、それは当然必要なことです。説明会があって、それに対して質問をして、答えをもらう、それは極々当たり前のことで、手続きの中できちんとやっていかなければいけないと思います。それをしたことへの報告も公開されたら良いと思います。それは地域の方に公開することなのか、全部、どなたにもどうぞということなのか分かりませんが。

先ほど小林委員がおっしゃっていたように、環境、環境保全上、影響が無いということが最大の条件になって、そういう処分場を認めるか認めないかということになると思うんですけども、もう一つは、やっぱり千葉県みたいに事業者が経済能力がなくてきちんと事業をやれない、

それに許可を与えてしまったということで、千葉県が許可を認めたことに対して違法であるという判断をされたので、千葉県は負けた。そういうことになる。それから先ほどの石井さんの講演の豊島の例では、事業者が地域住民の方々にとってはとてもよく分かっている問題のある方であった、という時にそれを排除する。それでも要件が整っているからやるのかということで、非常に難しいと思うんですけども、要件が整っているから認可するというのであれば、それはそれ、行政の判断だと思います。だから認可をすればよいと思います。だけど認可をした責任が取れるように条例の中できっちりと県が監視すべきことを事細かに入れておかなければいけないのだと思います。そうしないと県が認可してもその事業者の手足を監視できないということになるのではないかと。

それから先ほど次長が同意を入れることは違法であるということをはっきりおっしゃいました。条例に入れることが違法であるということの根拠を教えてください。

それから私は説明の範囲を指定することとか、同意をどういう形でとったら良いのか、例えば日高村なんかは住民投票をやりました。なので、これをお前今決めろということではできません。それは同意がいるのかいないのかという時に、条例にするならする時に、具体的に動く時に法律家であったり、そういう方たちに入ってもらいながらやるしかないのであって、今ここで意見を求めることは無理だと思います。

委員長 事務局、条例の中に住民同意を入れることが違法であるということの説明をお願いしたい。

事務局 国の法律に無いからですね。法律要件に無いんです。

委員長 なぜ違法かという根拠は。

事務局 廃棄物処理法に無いからです。

兼松委員 はい、わかりました。廃棄物処理法に無いことが入れてはいけない根拠になりますか、法律的に。はっきりと入れてはいけないというふうに法律に書いてあれば、同意を入れることは違法です。

事務局 法律に同意を入れてはいけないとは書いてありません。他県の例も含めてですけども、条例に同意を法律要件になっていないことを私たちはそれなりに調査したりしていますので、例えばそれを法律論として、法律に書いてなければ何をしても良いとなれば、別に廃棄物処理法じゃなくて、いろいろな法律に無ければ何をしても良いということになってしまうのでしょうかけれども、それは法律論として実際に議論を戦わせなければならぬし、専門家に聞かなければならないかと思います。

委員長 ちょっと待ってください。この件は内容を審議する上でやっぱり大事だと思うんですね。従って、事務局いいですか、きっちりした法律的解釈ですね、それができるとありがたいですが。

事務局 お答えさせていただきます。学識経験者でですね、上智大学の北村先生等が述べている話の中で、「法定受託事務とされたことにより、法律の不備など補完する目的で条例制定することができ、上乘せ策定をすることも可能である」という意見もある。しかしながら、住民同意を要件と

することは自己の財産の使用権や利用権に関して、他人に拒否権を与えることとなり、法律や条例で定めることは、法的には不可能とする考えが通説である。」といった発言等を押さえておきまして、だから自己使用権を、他人に拒否権等を与えることができないということで、通常は違法性があるという形で判断しておるというところでございます。

委員長 次の委員会の時にね、そのコピーをちょっと欲しいのですが、よろしくお願いします。

兼松委員 すみません、法律に書いていないから何をしても良いという極論はおっしゃらないでください。そういうことを言っているのではないのです。何をしても良いというようなことではなくて、住民同意を入れてはいけないということが無い、だから入れる余地があるというふうについております。それから北村喜宣さんは確かにそのようなことも言っておられます。彼はどうしてそういうふうにかというかと、改正された廃掃法に明示的条件、許可許容規定がない、だからだというふうにもおっしゃっています。それも知っています。けれどもそれではいつまで経っても私たちは自分たちの権利としてきちんと伝えるべきところ、得るべきところを得られないのではないかなというふうに思っております。行政マンとしてそれが非常に大変なことも薄々分かっております。

森朴委員 先ほどの説明ですが、私の知りうる限りではですね、複数の県がですね、条例化を模索したということがありまして、これは総務省から法制局へ問い合わせ、その結果、住民同意というのについては不相当ということを言われたそうです。条例が第三者に及ぼす効果について、他法令との関連でですね、条例審査を受けるんですね。都道府県から、当時、自治省ですかね、総務省を通じて法令審査というのは、法律に違反していないかということ、条例が、条例を定める際に、都道府県も市町村も相談しなきゃいけないです。その際に駄目だったということのようです。

委員長 それは。

森朴委員 かなり前の、自治省の時代だったように。

兼松委員 地方分権一括法で、法定受託事務になったことに関して、入れられるのではないかと、入れられる余地があるのではないかとということが私の発端です。

委員長 いずれにしても資料を整理していただいて。

事務局 わかりました。それからもう一つ付け加えさせていただきたいんですけども、さっき兼松委員が千葉県のエconomic基盤というんですかね、事業者の不許可だった事例でしたが、それは廃掃法にきちんとありますので、次回それはコピーしてお渡ししたいと思いますけれども、それは廃掃法にエconomic基盤がしっかり駄目だという要件が入っています。

兼松委員 それは通知だったはずですよ。

事務局 いえ、施行規則ですよ。

委員長 ちよっと話をここで切らせてもらいたいと思いますが。鳥取の事例の中では住民側と企業側と話がつかないときは、まず県が関与するという、そういう項目があるんですね。それを踏まえてさらにまた話を進めていくと、そういうようなことだったと思いますが、それも踏まえて次回、さらに継続して審議したいと思うんですけども。同意のところはとても重要ですから。
今日はですね、予定をもう一つ、実はあって、支援というところがありますので。
はいどうぞ。

事務局 すみません、資料の説明漏れがございまして、これも規制型の中でご議論いただく項目がございます。

 <議事関係資料集 議事資料3、4>

委員長 これは時間がありませんので次の回に回したいと思います。
予定では4時半の終了となっております。議事に沿って、もう一つの方、議事2ですね「産業廃棄物処理における支援」について、とっかかりでもいいですから見ておきましょう。事務局、説明をお願いします。

事務局 <議事関係資料集 議事資料5～議事資料10の説明>

委員長 「支援」のところも既に皆さん、委員には資料が配られております。それぞれの委員が、この項目に関しては「支援」のところで論議したいという項目を挙げるくらいでどうでしょうか、残り時間がないので。堀委員、いかがでしょうか。

堀委員 今、県の説明でありましたように、住民同意にどの程度関与するかということ「支援」の項目に挙げているのであれば、是非検討していくべきだと思います。
もう一つは、先日「住民側との意見交換会」に出席したのですが、産業廃棄物処理施設の立地地域に対する「インセンティブ」の問題について意見をお聞きしました。報告資料にその内容が載っております。また、議事資料10（45ページ）にも「インセンティブ」についてのデータがありますが、これらは皆、排出事業者とか収集運搬事業者、処分業者に対して求めているもののように思います。私としては、「インセンティブ」に関して県がどの程度関与すべきか、ということを検討していただきたいわけです。処理施設とよく比較されるものとして、原子力発電所があります。これは電力会社という民間企業が設置するわけですが、国策に従っているということで、国としても「電源三法」の助成金等々で立地地域に還元しています。これを産業廃棄物に置き換えれば、処理施設設置が県の策によって進められる部分もあるわけですから、県としても何らかの形で地域還元に関与すべきではないか。そのように考えていますので、その辺も検討していただきたいと思います。

委員長 具体的には、そういう考えをどのようにして生かしていったいいかということで、住民の意見はまとめられていると思います。
加藤委員、どうですか。「支援」のところでこの項目は、是非検討しておきたいなというのは。まあ、次回ということになるとは思います。

- 加藤委員 一つ、資料の8ですかね、リスクコミュニケーションのフローがあるのですが、「法律等の規制に基づくリスクコミュニケーション」、42ページですね。この中で、是非「環境影響調査」、これも一行で済んでおります。非常に難しいのですが、例えば処理業態で評価も違うと思うんですよ。セクター別といいますか、それぞれの処理について、できればベンチマークというか標準化して、そういうものが事前にできて、客観的に環境影響評価、調査ができて、基準があってそれに対して判定がどうだというようなそういうものも入ってくれば、よい制度に仕上がっていくのではないかと考えておりますので、機会があったら検討していただきたいと思います。
- 委員長 評価ですか。評価の段階まで考えるということですか。
- 加藤委員 「仕方」といいますか、もうちょっと踏み込んで考えていただければよろしいのかなと思いました。
- 委員長 事務局、いいでしょうか。今の意見。今度資料を作るときに、その評価の仕方、リスクコミュニケーションの実施に当たって、その後予測される評価のやり方とか、そういった部分まで考えてもらえるとうありがたいというご意見でした。
- 小林委員 私、リスクコミュニケーションというのは、とっても大切なことだと思っていて、私のほうは、いままで環境保全に関するワークショップなどの開催についていろいろやってきました。やはり、ファシリテーターによっていろいろ変わってきます。それからデータなどを読むことも、どちらからも信頼できるようなファシリテーターでないと、これもまた困ったことです。一番、ファシリテーションをやる上において大切なことは、たくさんのファシリテーターがいることだと思うんですね。例えば、行政側に詳しいファシリテーターがいたり、事業者側に詳しいファシリテーターがいる。住民の同意に関わるファシリテーターがいたりということで、ファシリテーターという存在が、今、ほとんどどの県でもいません。
- 岐阜県でも、多分、森林の方がファシリテーターの養成をやっていると思うんですが、是非とも、ここの廃棄物に関してでもですけど、ファシリテーターの養成をもう少し進めていただきたいなと思います。
- 委員長 「ファシリテーター」を、ちょっと簡単に説明していただけますか。
- 小林委員 お話し合いをするときに、どういう進め方をするのか、どういう資料を提供するのかということを決めて、会議を進める方です。
- 委員長 「企画コーディネーター」とか。
- 小林委員 会議の企画もそうですし、それから進捗状況とか住民の方がわかっていらっしゃるかどうかということを決りながら、順番に話し合いを進めていくんですけども、多分私、今日、豊島の資料を見せていただいて、いろいろ化学物質の項目があります。でも、一般の方がこれを見られて、どれが発ガン物質なのか揮発物質なのかなんていうことは、多分最初はわからない。自分のところに必要な、どの項目が必要なのかということ

も、多分わからない。そういう場合に、この施設において、何が私たちの体にとって有害なのかということの説明することもすべて、学習することもすべてコーディネーションするのが、ファシリテーターですので、そういう養成が、これからかなり必要になってくるのではないかと思います。

委員長 はい、わかりました。ファシリテーターの育成ということですね。
はい、どうぞ。

田辺委員 この「支援」の方の資料をいろいろ見せていただいたときに、前回も、半年くらい前にも、この事業者の話が出ていたと思うのですが、排出事業者の法令の理解不足とか分別の徹底がなされていないとか、どこに持って行ったらいいのかわからないとか、そんなのが一杯、業者のアンケートをとったところに出てきていると思いますが、そういうのは県のほうが、きちんと出して、業者にお知らせされれば、かなり緩和されるものではないかと思います。その辺を、きちんと県が業者に情報提供されて、適正に処理されるし、改善されると思いますので、その辺をやってほしいと思います。

委員長 わかりました。よろしいでしょうか。事務方。

兼松委員 福島県のホームページを見ていたら、産業廃棄物施設の優良業者の表彰というか、優良業者を選ぶ制度があって、その制度に合格してもらいたいから、アドバイザー、アドバイスしますというのがありました。それはアドバイザーを、いろいろな業態の処分場に対応できるアドバイザーを持っていらっしゃるというふうに思います。

委員長 県が斡旋するということですか。そういうような先生を。

兼松委員 たぶん、そうだと思います。それとも職員の方がそれができるのかもしれないですけど。
それと同じように、排出業者の方々にも、特に忙しくてとか場所が狭くて廃棄物がおけないというときに、アドバイザー制度みたいなものがあるって、それぞれの例えば、業態とか性状に得意な方が、たぶん今検討していらっしゃると思いますが、それを大勢の方に参加してもらって、それぞれの業態に早く対応できるようになることがとてもいいなと思います。

委員長 そうですね、そういう関連して指導できるような人たちを育成する、そういう環境を作るということも、支援の一つでしょうね。

兼松委員 それから、すみません。リスクコミュニケーションですけれども、おやりになる部分は、おやりになったらいいと私は、思うのですが、その対応される方の根本の中に、今日、石井さんがおっしゃったように、この廃棄物施設が何十年後に廃止されたときに、まだそこにゴミがある。それから、それがどういう状況になるかということのを頭に入れておく。それから、シュレッダーダストとか石膏ボードとかというのは、いままでは、ずっと前には安定型処分場に入れてあったんだと思うんですね。けれども、石膏ボードは亜硫酸ガスが出てきたりということで危険だ、シュレッダーダストはもちろんだめだというようなことで、危険があっ

て初めて、一般市民は知るわけです。国民は、一般的に「あ、これは危険だ。じゃあ、今までここに入れていたけど入れられないね。」とそういうふうになることを確認して、それがわかっていて、それをきちんと心の底に持っていて、きちんと伝えられる人。そういう人はどういう事業をいままでやって来たのか、豊島のね、委員の方々がなられたように、アドバイザーになられるとしたら、きちんとどういう事業をしてらっしゃるのか、そういうことを明確にさせていただくことが、住民にとって必要だと思います。

委員長 最後に、森朴委員どうですか。「支援」のところで、この項目は検討しておきたいとか。

森朴委員 すごく大変だなと思ひだしまして、いうのは簡単だけど、具体的にやろうとなるとすごく大変だなという気がしてきました。

それと、やっぱり今、兼松委員がおっしゃった危険性の話があって、どうも誤解されているんですけど、廃棄物事業者が危険なものを作ったりだしたりしてるのではなくて、日本の産業構造が出しているんだというところに、実は全然目がいていなくて、大企業は、グリーンだ、エコだ、ゼロエミッションだって言い続けているんですよ。その人たちが出しているものが自分たちで処理できなくて、廃棄物処理業者に下請けされてくるという構造。それに対して規制を加えようとする、非常に悪者扱いされている環境省や昔の厚生省は、常にそういうものを規制しようとするんですね。そうすると反対するのが通産省なんですよ、今の経済産業省。それは、そんなことをやったら日本が国際競争力を失う、と。その経産省が一生懸命、グリーンだエコだと言う話が好きなんですね。そういった構造が実は、岐阜県内にも少しありまして、廃棄物部局の方は、大変、僕は、個人的にはご苦労なさっていると思いますが、他の部局のかたは減量化だとか何とか、掛け声には協力しますが、あまりリアリティがないんじゃないかなと。

やはり、県がこれだけ大きな行政の方向転換するんであれば、全県の組織を上げて、産業廃棄物の適正処理をどういうふうにするべきかということ、きちっと一度議論していただきたいなど、我々の委員会に丸投げではなしに、県自ら公開されたご議論をしていただきたいと思ひます。以上です。

委員長 予定していた時間、4時半ですけど、時間がまいりました。午前中は、豊島の事例でいろいろ勉強させていただきました。午後は通常の論議を行いました。皆さん大変疲れておられると思いますが、今日は新しく「支援」のところの、今後、次回検討する項目を、一応出させていただいたということで、今日は十分検討しきれなかった「規制」のところを含めて、また次回、検討したいと思ひます。

最後に、傍聴席、何かご意見がありましたら。

傍聴者 傍聴してまして、住民側からということで、私、住民の一人ですけど、先ほどの住民同意の件ですけど、住民同意が問題化されましたけど、住民側からしたら、なにが被害リスクを担保していただけるかということが一番大事なんです。住民同意である程度それを、放棄と言いますか割り切るわけですけど、それもなされない、許認可はおきる。先ほど財政規模の云々と言われましたけど、何十年何百年という、末世末代の産業廃棄物だけ残るんですよ。それを担保していただくのは、許認可を

おろした行政だけに頼るわけです。それも薬害の問題と一緒に、あれだけの努力をして、やっと日の目を見かけたか、日の出前なんですよ、今ね、まだ。あれだけの努力をして、被害回復ができない、被害補填をしていただけないということは、いかにも、産業廃棄物の部分的なことに国が動くはずでも県が動くはずでもないのです、私は、住民同意は絶対条件だと思います。それで後、割り切るわけですけど、それがだめなら、明文化して、県なんかの条例で、「被害補填は末世末代、地方自治体とする。」とそういうことを明文化していただきたいと思います。以上です。

委員長

それでは、今日はこれで閉じたいと思います。

司会

長時間にわたり、ご議論をいただきまして、どうもありがとうございます。本日の議事録については、近日中に委員の皆様を確認をさせていただきますのでよろしくお願いたします。

これもちまして、本日の委員会を終了させていただきます。ありがとうございました。

岐阜県産業廃棄物処理施設整備検討委員会
第 8 回 委員会出席者名簿

■ 委 員

【出席委員】

堀内孝次（岐阜大学応用生物科学部教授）
小林由紀子（環境カウンセラー、環境市民ネットワークぎふ）
田辺桜子（NPO法人ごみGネット）
兼松秀代（放射能のゴミはいらない！市民ネット・岐阜代表）
加藤光貞（元岐阜地域産業廃棄物処理推進協議会会長）
堀 義博（社団法人岐阜県建設業協会環境委員会委員）
後藤利夫（社団法人岐阜県産業環境保全協会副理事長）
森朴繁樹（岐阜県産業廃棄物処理協同組合理事長）
森 真（岐阜県市長会会長）
稲葉貞二（岐阜県町村会会長）

【欠席委員】

守富 寛（岐阜大学大学院工学研究科教授）

出席者数： 10名

欠席者数： 1名

■ 事務局

高田幸三（岐阜県環境生活部長）
古田常道（岐阜県環境生活部次長）
正木秀明（岐阜県環境生活部廃棄物対策課長）
奥村政文（岐阜県環境生活部不法投棄監視課長）
永田幸範（岐阜県環境生活部不法投棄監視課・廃棄物対策課総括管理監）
市原 裕（岐阜県環境生活部廃棄物対策課技術課長補佐）
新谷哲也（岐阜県環境生活部廃棄物対策課課長補佐）
大坪敬明（岐阜県環境生活部廃棄物対策課技術課長補佐）
細井紀也（岐阜県環境生活部廃棄物対策課技術課長補佐）
ほか事務局担当者